

# 「医療費のお知らせ」について

## 医療費控除の申告に利用できるようになりました

当組合では、受診履歴のチェックや医療費に対するコスト意識を持っていただくことを目的として、年4回、下記のとおり「医療費のお知らせ」をお送りしております。

このお知らせは、平成29年度税制改正により、医療費控除の申告の際に、領収書の添付等の代わりとして、利用できるようになりました。

医療費控除に利用される場合は、原本の提出が必要となりますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

- ① 2月～4月診療分を8月中旬送付      ② 5月～7月診療分を11月中旬送付
- ③ 8月～10月診療分を翌年2月中旬送付      ④ 11月～翌年1月診療分を翌年5月中旬送付

※被保険者分をまとめて事業所様にお送りしています。

※梱包作業の量によっては、ひと月早くお送りできる場合があります。

## 医療費控除の申告に利用するときはご注意ください

当組合からお送りしている「医療費のお知らせ」に記載されている金額は、あくまで保険適用の自己負担額になります。保険適用外の自己負担額(入院時の差額ベッド代や歯科矯正費用など)は記載されていないことから、「医療費のお知らせ」だけで医療費控除の手続きができるとは限りませんので、領収書につきましても大切に保管していただきますようお願いいたします。

また、前述のとおり、「医療費のお知らせ」の発行時期の関係上、11月分と12月分の医療費は翌年5月頃に発送するお知らせに記載されることとなり、確定申告の時期には間に合いませんので、11月分と12月分の医療費につきましては、領収書で申告していただくこととなります。

※医療費につきましては、医療機関からの請求が遅れた場合、上記のとおりお知らせに掲載できない場合がありますのでご注意ください。

## 医療費控除の申告に関する注意事項

- 1、医療費控除の対象となる支出で「医療費のお知らせ」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。その場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。
- 2、「あなたが窓口を支払った額」には、自己負担相当額が記載されています。なを、「あなたが窓口を支払った額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。こうした場合は、例えば「あなたが窓口で支払った額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
- 3、医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。